

産業廃棄物（汚泥）の収集運搬及び中間処理委託業務仕様書

1 目的

山林（耶麻郡猪苗代町大字中小松字西浜甲 1 6 1 4 番 4 7 地内）に保管している汚泥の収集運搬及び中間処理業務を委託するもの。

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が、委託先事業者（以下「受注者」という。）に委託する「産業廃棄物（汚泥）の収集運搬及び中間処理業務」を円滑かつ効率的に行うために必要な事項を記載したものであり、受注者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務内容

受託者は、以下の業務を実施する。

なお、業務の実施時期については、発注者と協議の上、決定する。

(1) 収集運搬業務

受注者は、山林（耶麻郡猪苗代町大字中小松字西浜甲 1 6 1 4 番 4 7 地内）に保管している汚泥を集積し、産業廃棄物（汚泥）収集運搬の許可登録を受けた車両により処理施設に運搬する。

搬出作業に必要な重機及び敷き鉄板等の資材は受注者において準備する。

(2) 処分業務

受注者は、運搬した産業廃棄物を中間処理（堆肥化）する。

(3) 保管場所の原状回復

受注者は、産業廃棄物（汚泥）の搬出後、土地を整地し、原状回復を行う。

3 成果品

受注者は、業務期間終了時まで 2 に規定する業務の成果を報告書として取りまとめ、A 4 判（製本）で紙媒体 1 部を提出すること。

なお、収集運搬業務についてはマニフェスト B 2 票又は電子マニフェストの運搬終了報告、処分業務についてはマニフェスト D、E 票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

4 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権、所有権及び二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（以下「著作権等」という。）は、発注者が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

5 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- ア 業務着手届（任意様式）
- イ 業務完了届（任意様式）
- ウ その他、発注者が業務に必要と認める書類

6 その他

- (1) 本業務の遂行に必要な経費（消耗品、旅費、資料作成費、郵送費、印刷費等）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 業務に係る記録については、ホームページ等で外部に公表する可能性があるため、関係者から事前に了承を得ておくこと。
- (3) 業務の実施に当たり知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたり必要な事項については、受注者の責任の下で充足すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、必要の都度、水・大気環境課と協議して定める。